



県章

山形県公報

平成16年12月14日（火）

第1602号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則.....（農政企画課）...1321

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....（保健業務課）...1322
 結核予防法による指定医療機関の指定.....（同）...同
 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....（農政企画課）...1323
 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....（同）...1324
 山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....（同）...同
 国土調査の成果の認証.....（農村計画課）...同
 同.....（同）...同
 県道の供用の開始.....（村山総合支庁建設総務課）...1325
 同.....（同）...同
 道路の位置の指定.....（村山総合支庁西村山総務建築課）...同
 県道の供用の開始.....（置賜総合支庁西置賜総務建築課）...同
 道路の区域の変更.....（最上総合支庁建設総務課）...1326
 同.....（同）...同
 県道の供用の開始.....（同）...同
 同.....（同）...1327

病院事業局関係

規 程

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程..... 同

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....（最上総合支庁企画振興課）... 同
平成17年度採用山形県立高等学校船員選考試験の実施.....（教育委員会）...1328

規 則

天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第70号

天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則

天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則（昭和33年6月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

平成16年8月17日から9月8日までの間における天災（同年8月20日における暴風雨に伴う潮風を除く。）	被害農業者（特別被害農業者を除く。） （貸付利率 0.80%適用）	年1.6875パーセント
	特別被害農業者 （貸付利率 0.80%適用）	年1.85625パーセント
平成16年8月20日における暴風雨に伴う潮風	被害農業者 （貸付利率 0.80%適用）	年1.6875パーセント
	被害農業者 （貸付利率 0.65%適用）	年1.7625パーセント
	被害農業者 （貸付利率 0.50%適用）	年2.00625パーセント

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成16年11月10日から適用する。

告 示

山形県告示第1174号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。
平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定医療機関の名称	所在地	辞退の効力発生年月日
檜の木薬局あかねヶ丘店	山形市あかねヶ丘二丁目10番45号	平成16. 7. 1
コスモ調剤薬局かみのやま矢来店	上山市矢来三丁目7番32号の15	同 8.31
コスモ調剤薬局天童店	天童市南町二丁目10番55号	同
コスモ調剤薬局高田店	寒河江市高田一丁目10番15号	同
コスモ調剤薬局谷地店	西村山郡河北町谷地字月山堂371番地の3 セス河北B棟106	同
コスモ調剤薬局金池店	米沢市金池三丁目3番6号	同
コスモ調剤薬局太田町店	同 太田町五丁目1530番地の70	同

山形県告示第1175号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。
平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
コスモ調剤薬局かみのやま矢来店	上山市矢来三丁目7番32号の15	平成16. 9. 1
コスモ調剤薬局天童店	天童市南町二丁目10番55号	同

コスモ調剤薬局高田店	寒河江市高田一丁目10番15号	同
コスモ調剤薬局谷地店	西村山郡河北町谷地字月山堂371番地の3セン ス河北B棟106	同
コスモ調剤薬局太田町店	米沢市太田町五丁目1530番地の70	同
コスモ調剤薬局金池店	同 金池三丁目3番6号	同
ほんまクリニック	酒田市新橋一丁目14番10号	同 9.20
あい薬局新橋店	同 14番6号	同
樫の木薬局あかねヶ丘店	山形市あかねヶ丘二丁目10番45号	同 9.28
イエロー・グリーン薬局さくらしんまち店	鶴岡市桜新町11番10号	同 10.1
おのこども診療所	同 12番1号	同 10.2
白壁内科クリニック	山形市陣場一丁目9番21号	同 10.5
諸星外科内科クリニック	酒田市ゆたか一丁目5番1号	同 10.12
すみれ調剤薬局ゆたか店	同 5番17号	同 11.1
有限会社最上調剤薬局	最上郡最上町大字向町570番地	同
うわまち薬局	山形市上町三丁目11番6号	同 12.1
調剤薬局ツルハドラッグ酒田南店	酒田市こがね町二丁目27番3号	同
三浦クリニック	鶴岡市美咲町27番3号	同

山形県告示第1176号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程（昭和48年6月県告示第796号）の一部を次のように改正する。
第4条の表中「年0.30パーセント」を「年0.20パーセント」に、「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年0.70パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成16年11月18日から適用する。
- 2 平成16年11月18日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1177号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年12月14日

山形県知事 高橋和雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程（平成4年6月県告示第729号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年3.05パーセント」を「年2.95パーセント」に改める。

第4条の表中「年0.30パーセント」を「年0.20パーセント」に、「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成16年11月18日から適用する。
- 2 平成16年11月18日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1178号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年12月14日

山形県知事 高橋和雄

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「年0.8パーセント」を「年0.7パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成16年11月18日から適用する。
- 2 平成16年11月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1179号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成16年12月14日

山形県知事 高橋和雄

- 1 調査を行った者の名称
最上町
- 2 調査を行った期間
平成14年5月7日から平成16年3月15日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字堺田字浦山、字久保、字鍋倉、字東家ノ裏
- 5 認証年月日
平成16年12月7日

山形県告示第1180号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成16年12月14日

山形県知事 高橋和雄

- 1 調査を行った者の名称
最上町
- 2 調査を行った期間
平成14年5月7日から平成16年3月15日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
最上町地籍図及び地籍簿

4 調査地域
大字堺田字浦山、字鍋倉

5 認証年月日
平成16年12月7日

山形県告示第1181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月14日から同年12月27日まで縦覧に供する。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市大字渋江字寺小路941番5から
同 大字灰塚字無頭704番4まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月16日

山形県告示第1182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月14日から同年12月27日まで縦覧に供する。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市服部104番2から
同 高田89番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月16日

山形県告示第1183号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私道村総西建第204号
- 2 指定の場所 寒河江市大字高屋字西浦455 - 1、456 - 6
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル 4.00メートル
延長35.5メートル 1.50メートル
- 4 指定年月日 平成16年12月6日

山形県告示第1184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年12月14日から同年12月27日まで縦覧に供する。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字神明二2478番1から
同 2478番4まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月14日

山形県告示第1185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月14日から同年12月27日まで縦覧に供する。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字大沢字板ノ沢5312番2から 同 字田郎209番2まで	旧	28.0メートル ゝ 9.2	メートル 216
同 上	新	31.0メートル ゝ 9.2	同 上

山形県告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月14日から同年12月27日まで縦覧に供する。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡最上町大字富澤外2字大森外5国有林1068林班二小班 から 同 大字満沢字裏山1549番3まで	旧	メートル 22.0 ゝ 9.0	メートル 573
同 上	新	32.0メートル ゝ 13.0	同 上

山形県告示第1187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月14日から同年12月27日まで縦覧に供する。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町大字堀内字瀬脇向91番2から
同 93番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月14日

山形県告示第1188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月14日から同年12月27日まで縦覧に供する。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字富澤外2字大森外5国有林1068林班二小班から
同 大字満沢字裏山1549番3まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月14日

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第17号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年12月14日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表非紹介患者初診加算料の項中

山形県立中央病院、山形県立日本海病院及び山形県立河北病院における初診に係るもの	1回につき1,580円	を
山形県立新庄病院における初診に係るもの	1回につき 790円	

山形県立中央病院、山形県立日本海病院、山形県立新庄病院及び山形県立河北病院における初診に係るもの	1回につき1,580円	に
--	-------------	---

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年12月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日
平成16年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 すぎのこハウス
 - (2) 代表者の氏名

山科 香代子

(3) 主たる事務所の所在地

山形県新庄市十日町1400 - 4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ利用者に対してデイサービスを行うことにより、仲間と共に活動する喜びを見出し、個性を尊重しながら、お互いに助け合い、日常生活の自立、集団生活に適應できる能力を伸ばしていく。また、地域の人々や健常者との交流を積極的に図りながら障害者への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

平成17年度採用山形県立高等学校船員選考試験を次のとおり実施する。

平成16年12月14日

山形県教育委員会
教育長 日野 雅 夫

1 選考を行う校種・職・職務内容・受験資格・採用見込数

校種	職	職務内容	受験資格	採用見込数
高等学校	機関士	海事に関する機関業務に従事する。	イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者（準禁治産者を含む。） ロ 三級海技士（機関）の免許を有する者又は平成17年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者	若干名

2 出願手続

(1) 志願書等の用紙の交付

平成16年12月14日(火)から教育庁高校教育課（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。郵送希望者は、返信用として封筒の表に「船員選考試験実施要項請求」と朱書し、郵便番号及びあて先を明記し、140円切手をはった角型2号封筒（33cm×24cm）を同封して簡易書留で申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 志願書

ロ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

出願時現在勤務している者は、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

ハ 採用志願者健康診断票（厳封親展）

医療機関において採用志願者健康診断票の全項目について健康診断を行ったものを、試験当日に持参すること。

ニ 封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

郵便番号及びあて先を明記し、80円切手をはること。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

イ 受付期間 平成16年12月15日（水）から同27日（月）まで

ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

（ただし、郵送による出願は簡易書留で、平成16年12月27日(月)まで必着とする。）

ハ 提出先 山形県教育庁高校教育課（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

3 選考の方法

(1) 期日 平成17年1月5日(水)

場所 山形県庁603会議室（6階）

(2) 試験日程及び内容

集合時刻 午前9時30分

日 程	試 験 種 目	内 容
午前9時45分から 午前10時45分まで	筆 記 試 験 (一 般 教 養 試 験)	一般常識（高等学校卒業程度）についての筆記試験
午前11時00分から 午前11時50分まで	筆 記 試 験 (作 文)	文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力についての記述式による筆記試験
午後1時から	面 接 試 験	口述による個人面接

4 選考試験結果の発表等

- (1) 選考試験の結果は、平成17年2月上旬に本人あてに通知する。
- (2) 採用は、平成17年4月1日以降とする。
- (3) 選考試験の可否についての問い合わせには、一切応じない。

5 給 与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給されます。初任給は各人の学歴、その他の経歴によって多少異なりますが、おおむね次のとおりです。（平成16年12月1日現在）

試 験 職 種	学 歴	初 任 給
機 関 士	高 等 学 校 卒 業	海 事 職 給 料 表 1 級 2 号 給
	短 期 大 学 卒 業	海 事 職 給 料 表 1 級 4 号 給
	大 学 卒 業	海 事 職 給 料 表 2 級 2 号 給

6 そ の 他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁高校教育課管理班 電話番号 023(630)2863に問い合わせること。

平成16年12月14日印刷
平成16年12月14日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂 部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056